

現地機関見直しの主な検討事項

1 県内に複数配置されている現地機関の統合等

- (1) 統合する(=管轄区域を拡げる)ことはできないか。
また、その前提として、管轄区域のあり方の整理。

(現況)

広域圏(10圏域)に本所が1所	地方事務所(福祉事務所・総務事務センター)
広域圏に本所1所で支所あり	保健所(6支所) 農業改良普及センター(8支所)
広域圏に本所複数	建設事務所(16所)
東信・南信・中信・北信に本所が1所	食肉衛生検査所
4ブロックに本所1所で支所等あり	労政事務所(1分室) 消費生活センター(1支所) 会計センター(6分室)
4ブロックに本所複数	児童相談所(5所) 家畜保健衛生所(5所1支所) 教育事務所(6所)

- (2) 所全体の統合でなく、特定業務を基幹となる事務所に集約することはできないか。
また、どのような業務が集約可能か。

2 異なる機関の統合等の連携

- (1) 総合現地機関の設置は適当かどうか。その他連携を深める適当な手法はないか。
(2) 個別の現地機関で、関連業務間の連携や業務執行の効率化を考慮し、統合やその他連携を深める手法をとることができないか。

(検討例)

- ①保健所と地方事務所福祉課(福祉事務所)
- ②農業改良普及センターと農業関係試験場
- ③農業関係試験場相互(5専門試験場、2地方試験場)
- ④建設事務所と砂防事務所

3 県と市町村(広域連合)との共同化

- (1) 共同化できる業務にはどのようなものがあるか。
(2) 共同化する場合に、どのような体制、組織形態が適当か。